

独立行政法人水産大学校の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

中期目標に定められた業務について、当該目標を達成するための中期計画に沿った年度計画が順調に実施され、平成24年度業務の実績が独立行政法人評価委員会において「A評価」を受けたところであるが、諸情勢を踏まえ、業績反映による役員報酬の増減は行わなかった。

理事長は、我が国唯一の水産専門の高等教育機関である当法人の長として、水産業及びその関連分野の第一線で活躍すべき人材の育成や水産政策に関する教育研究業務を統括し、法人の業務を的確に遂行している。

なお、理事長の報酬月額は、一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給表の4号俸相当額としているが、指定職俸給表適用の高等教育機関である気象大学校長及び海上保安大学校長の報酬月額と同程度であり、また、平成24年度の国立大学法人の学長の報酬月額を下回っている状況である。

これらを踏まえると、当法人の理事長の報酬水準は適正であると考えます。

(主務大臣の検証結果)

理事長は、水産専門の高等教育機関の長としての確に業務を遂行しており、当該法人を総理する長の報酬として、適正であると考えます。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に準拠し、平成24年度に引き続き次の給与減額支給措置を行った。

理事

・平成25年4月から平成26年3月までの間、報酬及び賞与を9.77%減額。

監事(非常勤)

常勤の役員と同様に平成24年度に引き続き平成25年4月から平成26年3月までの間、報酬を9.77%減額。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 13,325	千円 9,875	千円 3,401	千円 49 (通勤手当)			
A理事	千円 13,294	千円 9,915	千円 3,325	千円 54 (通勤手当)	4月1日		◇
監事	千円 該当者無し	千円	千円	千円 ()			
A監事 (非常勤)	千円 422	千円 422	千円 —	千円 — ()			
B監事 (非常勤)	千円 211	千円 211	千円 —	千円 — ()			

注: 「前職」欄において、「*」は退職公務員を、「◇」は役員出向者(本府省課長・企画官相当職以上)を、「※」は独立行政法人の退職者を、「*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者を、空欄は該当がないことを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円 —	年 — 月 —	—	—	該当者なし	
理事	千円 —	年 — 月 —	—	—	該当者なし	
監事	千円 —	年 — 月 —	—	—	該当者なし	

注: 「前職」欄において、「*」は退職公務員を、「◇」は役員出向者(本府省課長・企画官相当職以上)を、「※」は独立行政法人の退職者を、「**」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者を、空欄は該当がないことを示す。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

第3期中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、中期計画の人件費の見積の範囲内で人件費の管理を行っている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び中期計画における人件費の見積、その他の事情を考慮し、決定を行っている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方
昇給や勤勉手当の成績率について、職員の勤務成績等に基づいた決定を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給(昇給)	昇給日を1月1日とし、昇給日前1年間における勤務成績に基づき決定される昇給区分に応じ、当該区分に定められた号俸数の昇給を行うことができる。 なお、昇給区分の決定に際しては、職員の総数に対する勤務成績の極めて良好な職員及び勤務成績が特に良好な職員の区分に決定する職員の割合を定め、決定を行う。
賞与:勤勉手当(査定分)	職員の勤務成績に応じ、135/100(特定幹部職員にあつては175/100)を超えない範囲内において成績率を決定し、俸給等の月額にこれを乗ずること等により勤勉手当を支給する。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に準拠し、平成24年度に引き続き平成25年4月から平成26年3月まで次の減額支給措置を行った。

- ・職員の俸給月額を職務の級に応じて9.77%、7.77%又は4.77%減額
- ・俸給の特別調整額(いわゆる管理職手当)を10%減額
- ・地域手当及び広域異動手当を減額(俸給月額及び俸給の特別調整額の支給減額率に連動)
- ・期末手当及び勤勉手当を9.77%減額

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	122人	45.2歳	6,380千円	4,786千円	53千円	1,594千円
事務・技術	23人	43.8歳	5,412千円	4,117千円	61千円	1,295千円
教育職種	58人	48.3歳	7,018千円	5,209千円	85千円	1,809千円
船舶(一)職種	19人	42.8歳	6,607千円	4,980千円	1千円	1,627千円
船舶(二)職種	20人	38.4歳	5,363千円	4,096千円	0千円	1,267千円
労務職種	1人	-歳	-千円	-千円	-千円	-千円
教育職種(校長)	1人	-歳	-千円	-千円	-千円	-千円

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
非常勤職員	-人	-歳	-千円	-千円	-千円	-千円
事務・技術	-人	-歳	-千円	-千円	-千円	-千円

注1: 「労務職種」及び「教育職種(校長)」については、該当者が1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注2: 「常勤職員」については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注3: 該当がない区分(在外職員、任期付職員及び再任用職員)及び区分中の職種(研究職種、医療職種(病院医師・病院看護師)及び教育職種(高等専門学校教員))は省略した。

注4: 事務・技術及び教育職種以外の職種の業務内容は次のとおり。

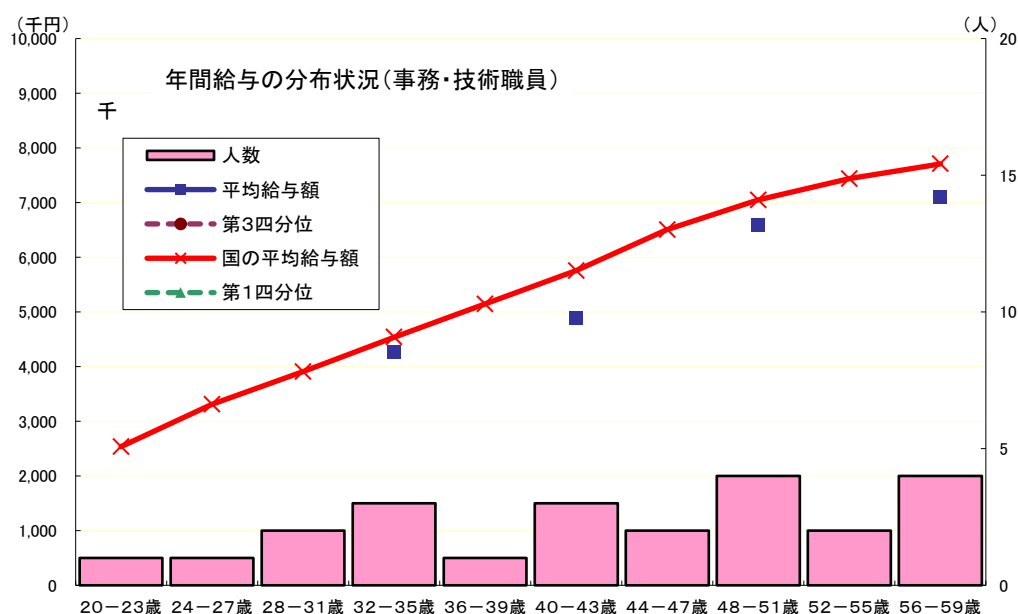
①船舶(一): 国の海事職(一)に相当する職種であり、練習船に乗り組む士官で乗船学生の教育業務等を行う。

②船舶(二): 国の海事職(二)に相当する職種であり、練習船に乗り組む部員で甲板部、機関部、司厨部の業務を行う。

③労務職種: 国の行(二)に相当する職種であり、電話交換の業務を行う。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)

[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2: 該当者が4名以下の年齢階層については、第1・第3分位を示す点を表示していない。

注3: 年齢20-23歳、24-27歳、28-31歳、36-39歳、44-47歳及び52-55歳の区分については、該当者が2人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均給与額を示す点を表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
本部部長	人	歳	千円	千円	千円
本部課長	5	55.3	7,155	7,519	7,686
本部課長補佐	2	—	—	—	—
本部係長	11	42.9	4,268	5,195	5,958
本部係員	5	30.3	2,968	3,269	3,545

注1: 「本部部長」グループについては、該当者なし。

注2: 「本部課長補佐」グループについては、該当者が2名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下は記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		係員	係員	係長	係長	課長補佐	課長	部長
人員 (割合)	人 23	人 2 (8.7%)	人 3 (13.0%)	人 6 (26.1%)	人 5 (21.7%)	人 4 (17.4%)	人 3 (13.0%)	人
年齢(最高～最低)		歳 —	歳 40 } } 30	歳 53 } } 33	歳 51 } } 43	歳 56 } } 49	歳 58 } } 56	歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円 —	千円 3,266 } } 2,508	千円 4,019 } } 3,129	千円 4,694 } } 4,173	千円 6,761 } } 4,296	千円 5,891 } } 5,392	千円
年間給与額(最高～最低)		千円 —	千円 4,152 } } 3,244	千円 5,250 } } 4,023	千円 6,195 } } 5,588	千円 8,593 } } 5,909	千円 7,686 } } 7,155	千円

注:1 「1級」については、該当者が2名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下は記載していない。

注:2 「7級」については、該当者なし。

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	64.1	66.1	65.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.9	33.9	34.9
	最高～最低	42.8～32.5	40.7～29.0	39.4～31.7

注: 「管理職員」については、該当者なし。

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

90.1

対他法人(事務・技術職員)

86.0

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 90.1	
	参 考	地域勘案 98.1
		学歴勘案 92.6
	地域・学歴勘案 98.8	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	該当無し	
給与水準の適切性の検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 71.3%】 (国からの財政支出額 1,728,172千円、支出予算の総額 2,424,537千円：平成25年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(平成24年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 21.7%(常勤職員数23名中5名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 17.4%(常勤職員数23名中4名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 43.2%】 (支出総額 2,634,617千円、給与・報酬等支給総額 1,137,155千円：平成24年度決算)</p> <p>【検証結果】 (法人の検証結果) 国から約7割の財政支出を受けており、支出総額に占める給与・報酬等支給総額も約4割となっている。また、平成25年国家公務員給与等実態調査における行政職俸給表(一)適用者と比較した場合、管理職の割合は同程度であり、大学卒以上の高学歴の割合は低くなっている。対国家公務員の比較指数は90.1、地域・学歴勘案の比較指数は98.8であることから、給与水準は適正であると考え。</p> <p>(主務大臣の検証結果) 給与水準は国家公務員より低い水準であるが、国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給しており、法人の給与は適切な水準にあると考える。</p>	
講ずる措置	該当無し	

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年 度)	前年度 (平成24年 度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平 成23年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,123,796	千円 1,137,155	千円 (%) △ 13,359 (△1.2)	千円 (%) △ 176,540 (△13.6)
退職手当支給額 (B)	千円 86,745	千円 258,629	千円 (%) △ 171,884 (△66.5)	千円 (%) △ 147,717 (△63.0)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 40,983	千円 42,651	千円 (%) △ 1,668 (△3.9)	千円 (%) △ 8,046 (△16.4)
福利厚生費 (D)	千円 164,343	千円 167,373	千円 (%) △ 3,030 (△1.8)	千円 (%) △ 23,166 (△12.4)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 1,415,867	千円 1,605,808	千円 (%) △ 189,941 (△11.8)	千円 (%) △ 355,469 (△20.1)

注： 本表に記載された額は、単位以下の端数処理の関係から、該当年度の財務諸表における附属明細書に記載された数値と異なる場合がある。

総人件費について参考となる事項

- ・「給与、報酬等支給総額」は、対前年度比1.2%減であった。主な要因は、退職後の新規採用者の抑制を行ったことによるものである。
 - ・「退職手当支給額」は、対前年度比66.5%減であった。主な要因は、定年退職者数の減によるものである。
 - ・「非常勤役職員等給与」は、対前年度比3.9%減であった。主な要因は、契約職員数の減によるものである。
 - ・「福利厚生費」は、対前年度比1.8%減であった。主な要因は、「給与、報酬等支給総額」の減額によるものである。
 - ・「最広義人件費」は、対前年度比11.8%減であった。主な要因は、上記の減額によるものである。
- 「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、役員にあっては平成25年1月から、職員にあっては平成25年2月から次の措置を講ずることとした。
- 役員に関する講じた措置の概要:算定方法に、調整率を設け、段階的に引き下げ。
- (平成25年1月から平成25年9月まで 98/100)
- (平成25年10月から平成26年6月まで 92/100)
- (平成26年7月から 87/100)
- 職員に関する講じた措置の概要:退職手当の基本額に係る「調整率」を、段階的に引き下げ。
- (平成25年2月から平成25年9月まで 98/100)
- (平成25年10月から平成26年6月まで 92/100)
- (平成26年7月から 87/100)

Ⅳ 法人が必要と認める事項

「特になし。」